

Q 株主が株主総会での決議事項について、株主から質問があったときは、説明をしなくてはならないのですか。

A 会社法第314条は、「取締役、会計参与、監査役及び執行役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならぬ」と定めていますので、説明をしなければならぬということになります。

☆ 株主は、株主総会の構成員であり、株主が株主総会の決議事項について正確な理解をしたうえで議決権を行使するために質問することができるのは当然のことなので、この株主の質問権が、これに対応する取締役、会計参与、監査役及び執行役の説明義務という形で会社法で明文化されているのです。

Q 取締役及び監査役は、株主が質問すれば何でも説明しなければならないのですか。

A 株主の質問権は、株主総会の権限内で認められるもので、必要な範囲を超える不合理な内容や、株主総会の決議の対象に属さない事項について質問されたとしても説明義務はなく、如何なることでも説明しなければならないということではありません。

☆ 株主総会の権限は、法律に規定する事項及び株式会社組織、運営、管理その他株式会社に關する一切の事項について決議することができることとされ（会社法第295条1項）、取締役会設置会社における株主総会の決議事項は、法律及び定款に規定する事項に限られており（会社法第295条2項）、株主総会の構成員である株主の質問権は、その範囲内で認められるものに過ぎないからです。

Q 具体的には、株主のどのような質問が、説明義務がないとされ説明を拒むことができることになるのですか。

A 会社法第314条ただし書は、①質問事項がある場合、②説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合、③その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない」と規定し、説明義務がない事項を定めています。

☆ 株主総会の目的事項というのは、株主総会招集通知に記載され株主総会の議題とされた具体的な事項を指します（会社法第298条1項2号）。説明義務は、株主の議決権行使のためのもので、議決権行使にかかわらない議題や、関連性のない事柄につき説明義務がないのは当然ということになります。一般的知識、時事問題、思想信条等に関する事項や法律用語の意味、法律解釈についての質問なども会議の目的事項に關しないとして説明を拒むことができることとなります。

株主共同の利益を著しく害するというのは、説明により株主が得る利益と、それにより株式会社ひいては株主全体が被る不利益を比較考量し、不利益の方が大きい事態となることをいい、企業秘密に関する事項や、係争中の訴訟に関する事項などがこれに該当します。

Q その他正当な理由がある場合として法務省令（施行規則第71条）で定める質問というのは、どのような質問があるのですか。

A 株主が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（施行規則第71条1号）、株主が説明を求めた事項について説明をすることにより株式会社その他の者（当該株主を除く）の権利を侵害することになる場合（施行規則第71条2号）、株主が当該株主総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合（施行規則第71条3号）、株主が説明

を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合（施行規則第71条4号）が定められています。

☆ 説明をすることにより株式会社その他の者の権利を侵害することになる場合というのは、次のような場合が考えられます。

説明することにより義務違反の結果を生じさせることとなるような株式会社守秘義務を負担しているような場合、説明することによりプライバシーの侵害となったり、他人の名誉や信用を毀損するような結果となったり第三者に対する不法行為となる場合などが挙げられます。

実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合というのは、株主総会を有意義なものとするため、効率的な議事運営を行うことは当然の要請であり、重複する質問は、その妨げとなるもので、その要請を明文化したものです。

説明をしないことにつき正当な理由がある場合としては、帳簿閲覧権を行使して初めて知り得る事項の質問や、株主の議決権行使と関係のない役員の内行についての質問などが挙げられます。

取締役、監査役の説明義務は、株主総会の審議に必要な情報の提供を目的とする制度ですから、その観点から、株主の立場において決議事項の合理的判断のために必要がないと考えられる場合の質問にまで説明義務は及ばないという判断基準になります。

このような説明義務のない質問を打ち切ることには、質問権の侵害にはなりません。

株主総会で適正な時間をかけて質疑、討論し、議題の審議が尽くされ、議題の合理的判断ができるような状況に至ったと判断されたときは、質疑、討論を打ち切り、採決の手続きに移るということとなります。

関東法律事務所 弁護士 中山 徹

ころばぬ先の杖。何か気になったときは決定する「前」に、印鑑を押す「前」に、気楽にご相談下さい。

会員への無料法律相談（30 分間）

お電話でご予約いただきご来所下さい。秘密は何人にも厳守します。

TEL 03-3341-4155 URL <http://www.bengoshi-kanto.com> 新宿区四谷 3-8-9 三井ビル 6F

発明を考えた場合、「企業に商品化してもらう」か、「自分で費用を捻出して商品化して販売する」か、の2パターンが考えられます。どちらもメリットデメリットがありますが、前者のほうが、費用の面や、販売の面でリスクが少なく、個人発明家にはお勧めです。しかし、企業に提案して採用される可能性は「1000に3つ」と言われるほど。そのため、企業に提案しても、なかなか商品化採用に至らないケースがほとんどです。

今回は、個人発明家が企業と商品化になった事例をご紹介します。いただきます。

池成姫^{チンヒ}さんは、5通りのかけ方を変えられるシヨルダーベルトが特徴の「コアルーバッグ」を製造、販売される起業家です。

このベルトの特徴は、2本の輪状になったベルトをシヨルダーパッドが繋いでいます。このパッドを2本のベルト上を移動させることによって色々な背負い方ができるといいます。

この発明を思い付いたのは、池さんが子育てに追われているときです。もともと、なで肩の池さん、さらにひどい肩こりにも悩まされていた。

小さな子どもを連れての外出は着替えやオムツなど荷物がたくさんになります。また、子どもがグズれば抱きかかえなければいけません。トートバッグやリュックサックを使っていたが、肩からズレ落ちたり、荷物の負担が強かったり、荷物を取り出すのに不便だったりと問題が多くあり、何とか解消できないかと考えていました。



池さんは、韓国で日本語に興味を持ち、来日後は大学を卒業し、翻訳の仕事をしていました。その仕事で特許の翻訳の仕事が入り、翻訳業務をこなすうち、特許に興味を持ち始めました。

ンを自身で会社を設立して製造・販売と、起業家として忙しい毎日が始まりました。

そして、先日開催された発明を発表する「東京発明学校」で、このベルトの取り付け部分に関する改良アイデアをしたところ、審査員として参加していた株式会社スリーエーの高野大地社長の目に留まり、商品化へと進んでいきました。

2月に行われた公開契約調印式で、契約書を取り交わし、無事契約が結ばれました。契約内容は、複数の企業と契約ができる「通常実施権契約」での契約で、条件は「製造原価の5%」です。

契約を終え、池さんは「久しぶりに参加した東京発明学校での発表で、トップ賞に選んでもらい、さらには商品化契約まで行ったのは、驚きとうれしさが入り混じっています。高野社長は、かわいいキャラクターグッズへの参入を考えられているようで、過去、私もやりたかった分野だったので、今後の展開に期待しております。



コアルーバッグの出願前に何件もの特許出願を行っています。発明学会の発明成功十訓には「悪い案も出ない人に、良い案は生まれない。まず量を出すことを心がけよ」という言葉があるように、アイデアは質より量を出すことが重要です。たくさんアイデア情報に触れることで、突然名案が生まれてきます。

池さんも、スケッチしながらいいアイデアは無いか考えていたところ、このアイデアが降ってきたと言います。

17年前、こうしてできたカバ

一般社団法人発明学会

発明・アイデアに関するご相談、ご質問がある方は、(一社)発明学会迄お問い合わせください。

毎週火、木、土曜日午後、無料相談を行っています。

問合せ先 (一社)発明学会 YH係 〒162-0055 東京都新宿区余丁町7-1

TEL 03-5366-8811(代) <http://www.hatsumei.or.jp>



花まつりパレード 追分交差点 四谷
花まつり新宿追分交差点を横断する
花まつりパレード。正面に京王電鉄の
ビルが見える。
昭和27年（新宿歴史博物館蔵）

明治通りを走るトロリーバス 明治通り伊勢丹前
を走るトロリーバスの雄姿。無軌道で建設費が比
較的低廉なトロリーバスは、次世代の交通機関と
して期待されたが、バスや地下鉄などの交通機
関との競合により短命に終わった。
昭和30年代後半（新宿歴史博物館蔵）

三光町駅前交差点 靖国通りにあった都電三光
町駅前、現在の新宿五丁目交差点（新宿野村
證券ビル前から靴店ABC・IMART方向を見
たところ）にあたる。
昭和30年代前半（新宿歴史博物館蔵）

新宿通りと明治通りが交わる
新宿三丁目交差点は、甲州街道
と青梅街道の分岐点で新宿追分
と呼ばれていました。交差点近
くには「追分だんご本舗」があ
ります。
新宿通りには三越と伊勢丹と
いう二大百貨店が競つていまし
た。旧三越新宿店の建物には今
はビックカメラが入居し、営業
しています。伊勢丹新宿本館は
1938（昭和8）年竣工の建
物が健在で東京都の選定歴史的
建造物に指定されています。

ちなみにこの両雄は2011
（平成23）年に経営統合しました。
右側真中の写真は伊勢丹の前
の明治通りを行く都営トロリー
バス102系統で池袋―新宿―
渋谷―品川を結んでいました。
線路の要らない無軌条電車です
が1968（昭和43）年には全
廃されてしまいました。

伊勢丹の向かい角にあるのが



新宿末廣亭 昭和45年頃 右上の小さな写真は、花園神社 こども神輿 花園
神社の夏祭りでのひとコマ。昭和43年5月29日（新宿歴史博物館蔵）

警視庁四谷警察署追分交番で
す。ここで1971（昭和46）
年12月24日の午後7時過ぎに
「クリスマスツリー爆弾」が爆発
する無差別テロが起きました。
交番から北方向に進んでひと
つ目の角を右に曲がり末広通に
入ってふたつ目の角を左折。す
ぐにのぼりが目に付く建物が見
えます。1946（昭和21）年
に再建された「新宿末廣亭」で
す。都内に4軒ある落語定席の
ひとつで江戸時代以来の伝統の
雰囲気現代にとどめる落語色
物の寄席です。

末廣亭の前を進んでいくと靖
国通りに出ます。すぐ左側は新
宿五丁目交差点。かつての四谷
三光町です。
三光町という名は、新宿の総
鎮守である花園神社がその昔真
言宗豊山派愛染院の別院である
三光院が合祀されていて「三光
院稲荷」といわれていたことに
ちなむとされています。

新宿区役所近くには「新宿遊
歩道四季の路」がありますがこ
の道は都電の専用軌道が通って
いた跡地です。その先にあった
都電大久保車庫跡地は新宿文化
センターになっています。



優秀な人材の確保・定着化に 東法連 特定退職金共済制度



従業員の退職金準備は

とく
特

たい
退

きょう
共



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ✓ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ✓ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ✓ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ✓ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>

